

令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（職域等におけるヘルスケア産業推進事業）に係る企画競争募集要領

令和6年2月5日
経済産業省
商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課

経済産業省では、令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（職域等におけるヘルスケア産業推進事業）を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

我が国の高齢化率は世界最高水準で推移しており、老化に伴う疾患や生活習慣病への対策が喫緊の課題となっています。そのため、国民の健康・医療に対する様々なニーズに対応する新たなヘルスケアサービスを社会に実装することで、予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムや新産業の創出・活性化の基盤となるイノベーション・エコシステムを構築し、健康長寿社会の実現を目指します。

ヘルスケア産業の高度化に向けた具体的支援策としては、令和2年7月に官民共同の協議体として「健康・医療新産業協議会」を立ち上げ、需要喚起（企業経営層・従業員等）及び供給側（各種製品・サービス提供事業者等）への支援の両面から検討を進めています。

経済産業省では、同協議会において策定した「未来の健康づくりに向けた「アクションプラン 2022」」に基づき、国民が心身ともに健康な生活及び長寿を享受することのできる「健康長寿社会」の形成のため、企業等の経営者が従業員の健康維持・増進に戦略的に投資を行う「健康経営」を推進するとともに、国民の健康増進や高齢者等の社会参加を支える質の高いヘルスケア産業の育成に取り組んでいます。

本事業においては、産業保健や公衆衛生、地域職域連携に関連する学識経験者や専門家、保険者団体関係者、公的機関等とのネットワークを活用し、健康経営に関する制度検討及び健全なヘルスケアビジネスの育成等に向けた環境整備等を総合的にサポートし、職域等における予防・健康づくりへの投資の促進を着実に進めることを目的として、「2. 事業内容」に掲げる事業を行っていただきます。

2. 事業内容

受託者は、上記目的の達成に向けて、健康・医療新産業協議会等の開催支援並びに協議会が掲げる政策の実施補助及びその具体化のための企画や必要な検討・調査を行います。また、その実行過程で把握された新しい政策課題等の解決に必要な調査・検討及びそれに基づいた企画立案・実行・運営を行います。

特に、下記（１）～（７）の事業を総合的かつ複合的に企画、運営することで、幅広い視点からの課題の把握、今後必要な対策の検討、提案を行うことが求められます。また、事業の実施にあたっては、適切な進捗管理を行うこととします。

(1) 健康・医療新産業協議会及びそのワーキンググループの開催支援

健康・医療戦略（令和２年３月２７日閣議決定）に基づき、経済産業省では、健康長寿社会の形成に資する新産業創出に向けて、官民一体となって具体的な対応策の検討を行う「健康・医療新産業協議会」を支援します。

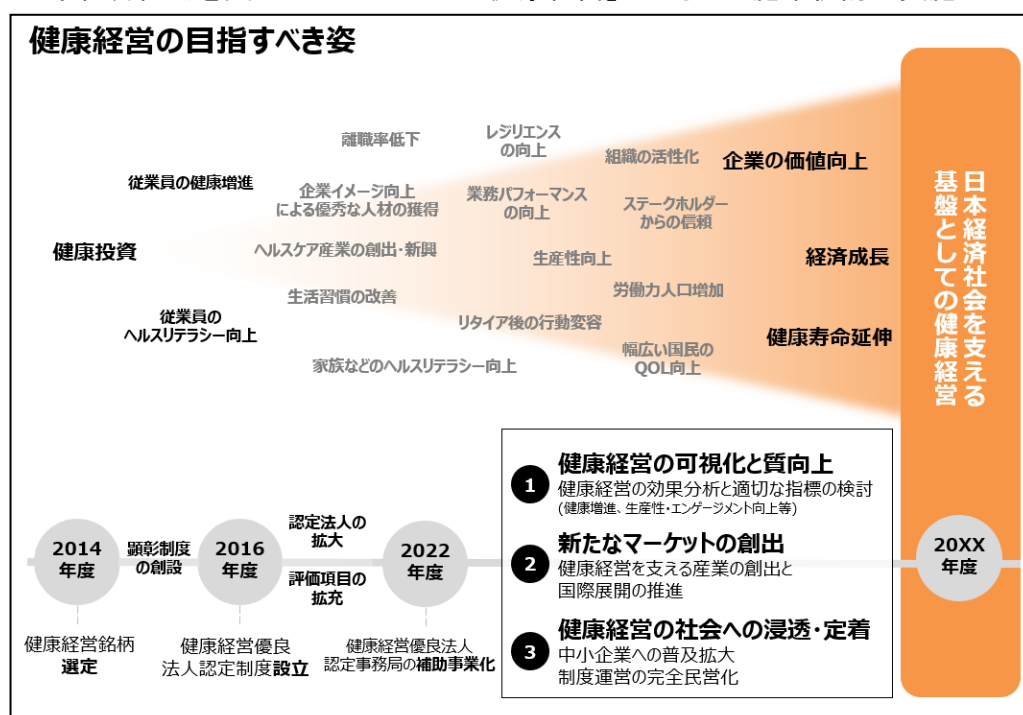
また、関係機関の緊密な連携を図り、「健康・医療新産業協議会」の円滑な運営に資するため、協議会の下に有識者や関係省庁を構成員とした「健康投資ワーキンググループ」並びに「新事業創出ワーキンググループ」についても開催しており、以下に挙げる内容等を行うことで、これらの会議開催を支援します。

- 提案内容に含むべき事項
 - 委員・オブザーバー・関係省庁との連絡窓口全般
 - 委員委嘱手続き
 - 事前説明の日程調整
 - 会議の日程調整
 - 謝金支払い
 - 旅費支払い
 - 当日運営補助（設営、マイク係、参加確認 等）
 - 資料作成補助（グラフ・図の作成、資料印刷 等）
 - 速記及び議事録の作成 等

（２）健康経営施策に関する検討及び実施

経済産業省では、優れた健康経営に取り組む法人の見える化を目的に、平成26年度から健康経営顕彰制度を開始し、令和4年度には、将来的な顕彰制度の民営化を見据え、事務局運営を補助事業へと変更しました。健康経営施策の実施にあたっては、「令和6年度健康経営制度運営事業」の補助事業者と連携し、以下の事業を行います。

①「日本経済社会を支える基盤としての健康経営」に向けた施策検討・実施



出所：健康・医療新産業協議会 健康投資ワーキンググループ第9回資料

経済産業省が健康経営の顕彰制度を開始して10年が経過します。昨年7月に開催した健康・医療新産業協議会 健康投資ワーキンググループ第9回において、健康経営が日本経済社会を支える基盤になるという、健康経営が目指すべき姿を公表しました。この健康経営が目指すべき姿の実現に向けて、引き続き以下の取組を行います。

① 健康経営の可視化と質向上

(ア) 健康経営の効果分析

健康経営の更なる普及に向けては、健康経営の効果やメリットを示し、取り組みの質の向上を促すことが求められます。健康経営の価値を可視化するため、継続的な健康経営の実践が、従業員の心身の健康状態や生産性・エンゲージメント、職場風土、企業業績・株価等にどのような効果があるかについて調査する補助事業者をサポートするとともに、分析過程において追加で調査すべき内容が出てきた場合には、経済産業省や補助事業者との協議により追加調査・企画・実行を行います。

● 提案内容に含むべき事項

- 過年度の委託事業及び補助事業で欠けていた視点からの効果分析手法及び内容
- 健康経営に求められる効果可視化及び質の向上に向けた具体策の調査票への反映案 等

(イ) PHR（Personal Health Record）等デジタル技術の健康経営への活用に関する検討

健康経営度調査においては、2023年度の調査票から保険者と事業主間の健診データの共有やマイナポータルとの連携を見据えた設問を設けました。先進的な企業においては、既にPHRを活用した健康増進の取組も増えており、データによって健康状態が可視化できることから、健康経営におけるデジタル技術の活用可能性に関して検討します。

● 提案内容に含むべき事項

- デジタル技術を活用した健康経営企業における健康づくりの好事例調査
- 企業において、デジタル技術を活用した健康づくりが普及するための検討 等

② 新たなマーケットの創出

(ア) サービス選択の仕組みに関する検討

健康経営の普及に伴い、健康経営を実践する企業に対して、その取り組みを支援する健康経営コンサルティング事業者やヘルスケアサービスを提供する事業者等が増えてきました。こうした状況の中、自社の健康課題の解決に資するサービスを求める健康経営実践企業と、品質や信頼性の高いサービスを導入・活用して欲しいサービス提供事業者の双方から、エビデンスに基づいた質の高いサービスを選択できる仕組みについてニーズがあるため、その仕組みづくりを補助事業者に検討・実施いただきます。この検討実施に際し、受託事業者は制度設計との相乗効果を得る観点から補助事業者をサポートいただきます。

また、本検討にあたっては、後述「(3) 心の健康保持・増進領域でエビデンスに基づいたサービスの選択を可能とする仕組みの検討」とともに進めることとします。

● 提案内容に含むべき事項

- 一定の品質や信頼性が担保された事業者やサービスが健康経営実践企業から選ばれる仕組みづくりへの助言、及び相乗効果を最大限得られる制度設計の改善提案
- 仕組みづくりを行うべきヘルスケアサービスの領域に関する検討・提案 等

(イ) 健康経営の国際展開に向けた検討

補助事業者と連携し、国際社会において日本企業の健康経営モデルの価値を示すため、これまでに蓄積された健康経営関連データに基づき具体的な効果を整理し、国際的に通用する評価指標を策定するとともに、日本の健康経営顕彰制度の海外展開に向けた企画を立案・実施します。また、他国でのヘルスケア関連市場の創出を目的として、現地の支援企業や OECD 等の国際機関と連携して、健康経営の概念や健康経営顕彰制度のノウハウ等を当該国への普及するための調査を行います。

● 提案内容に盛り込むべき事項

- 健康経営の国際展開や支援が可能な国の調査及び選定
- 当該国において提案可能な健康経営サービスの調査
- 現地企業や関係者に対するヒアリング
- 現地視察や政府機関との意見交換時のサポート
- 国際展開に向けたロードマップの作成
- 必要資料の英訳・和訳サポート、通訳の派遣 等

(ウ) その他、新たなマーケットの創出に向けた検討

健康経営の普及に資する新たなマーケットの創出に向けた検討を行います。

● 提案内容に含むべき事項

- 後述「(4) 成果連動型民間委託契約方式 (PFS) (ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) 含む)」における、健康経営やコラボヘルスにおいて評価する仕組みづくりの検討 等

③ 健康経営の社会への浸透・定着

(ア) 資本市場等から健康経営が評価される環境整備に向けた検討

健康経営を実践する企業が資本市場等から評価される環境を整備するための施策を補助事業者と連携して検討・実施します。また、国内外の人的資本に係る非財務情報開示ルール・枠組みへのアプローチや、資本市場向けに企業情報を発信する情報媒体との連携等の検討を行います。

なお、環境整備に向けた検討にあたっては、政府で実施する他の人的資本に関わる事業や資本市場にアプローチする事業や厚生労働省の「健康日本 21」等の関係省庁施策とも必要に応じて連携します。

● 提案内容に含むべき事項

- 人的資本文脈で投資家が健康経営に期待する事項についての調査及びそれを踏まえた調査票改善提案
- 資本市場等へのアプローチに向けた国内外戦略立案 等

(イ) 健康経営の裾野拡大に向けた検討

健康経営は中小企業への認知も高まってきました。その一方で、従業員数の少なさや事業形態によっては、リソースが足りない等の理由から健康経営の実践が難しいという声も聞かれます。そこで、より中小企業においても健康経営の実践が推進されるような検討を行います。

また、中小企業への健康経営の普及には、地域の支援者である地方自治体や地元金融機関等の地域支援者の支援や協力が不可欠です。しかし、一部の支援者を除いて、そもそ

も健康経営への知識がない、政策や支援メニューとして推進していない等の課題があり、地域によって推進速度にバラつきが見られます。こうした課題解決に資する仕組みづくりに関する検討を行います。

- 提案内容に含むべき事項
 - 中小企業への健康経営普及拡大に向けた検討
 - 地域支援者が健康経営の推進に向けて連携できる仕組みづくりに関する検討 等

② 健康経営に関する問い合わせ及び承認申請等への対応

健康経営度調査及び健康経営優良法人認定申請書の情報利用に関する承認申請等を受け付けた場合には、経済産業省と協議の上、過年度健康経営度調査データ・健康経営優良法人申請書データの加工・提供等を実施します。

- 提案内容に含むべき事項
 - 健康経営度調査及び健康経営優良法人認定申請書の情報利用に関する承認申請等受付
過年度健康経営度調査データ・健康経営優良法人申請書のデータ加工・提供 等

③ 健康経営銘柄2025の選定等支援

健康経営銘柄2025の選定基準検討、選定作業の支援、健康経営銘柄レポートの作成を行います。なお、具体的な実施方法については、受託後、健康投資ワーキンググループや補助事業で行う各委員会における指摘等に応じて修正の上、最終決定します。

- 提案内容に含むべき事項
 - 健康経営銘柄2025選定支援のための情報提供及び整理
 - より社会的付加価値の高い健康経営銘柄の選定に向けた基準改善事項の検討
 - より効果的な健康経営銘柄の表彰企画及び実施方法の検討
 - 健康経営銘柄レポートに記載する内容及び情報発信手法の検討
 - 選定企業紹介レポートの作成
 - 参加者へのアンケート等事後評価 等

(3) 心の健康保持・増進領域でエビデンスに基づいたサービスの選択を可能とする仕組みの検討

健康経営の推進のためには、健康経営を実践する企業が、組織や個人のニーズや健康課題に対応する、エビデンスに基づいた質の高いサービスを受容できる環境を整備することが必要であるとともに、健康経営を支えるサービス提供事業者がそのニーズを理解し、エビデンスに基づいた質の高いサービスを開発・供給できる環境も必要です。

健康経営度調査において、健康経営の施策内容を問う設問では、「メンタルヘルス不調等のストレス関連疾患の発生予防・早期発見・対応」を課題テーマとして選択する企業が最も多い。また近年、心の健康と仕事の生産性やワーク・エンゲイジメントとの関連が指摘されるようになり、従業員や雇用主である企業のパフォーマンス向上の観点においても心の健康に関する取組の重要性が増しています。

そこで、「心の健康保持・増進」の領域（※心の不調の予防にとどまらない、ワーク・エンゲイジメントやウェルビーイングを目的にした取り組みも含む）を一例として、エビデンスに基づいた質の高いサービスの市場での選択と活用に向けた検討を行い、昨年度、「職域の心の健康保持増進における民間サービスの情報開示のあり方」を取りまとめ、サービス選択支援ツールのプ

ロトタイプの作成を行いました。これらの成果を活用し、サービスの信頼性確保のあり方や、健康経営を実践する企業のエビデンスに基づいたサービス選択を促進する方策について以下の事業を行います。

① 健康経営を実践する企業のエビデンスに基づいたサービス選択促進に向けた検討

昨年度作成したサービス選択支援ツールのプロトタイプを基に、健康経営に関する情報を取り扱うサイト等の利活用を通じ、マネタイズや自走化を加味した社会実装に向けた検討を行う。なお、質の高いサービスの普及に資する情報基盤とするために、サービスの購買主体がエビデンスに関する十分なリテラシーを有しない状況等も考慮したユーザーフレンドリーなインターフェースとなるような設計を行います。

● 提案内容に含むべき事項

- ベータ版のシステム開発（DB 構造管理、情報登録・管理画面、管理者承認機能等
- 事業者情報の本登録のやり方の構築
- ツールの社会実装に向けた各立場のインセンティブ設計、ブランド構築
- 運営体制の決定（運営主体、健康経営に関する情報を取り扱うサイトや関連する学会等との連携含む） 等

② 健康経営を実践する企業のエビデンスに基づいたサービス選択への需要喚起

健康経営企業に対して、エビデンスに基づいたサービス選択への需要を喚起するため、横展開を想定して、サービス選択支援ツールのプロトタイプの活用等を通じて、サービス選択とその活用による成果を事例としてとりまとめます。また、昨年度実施したアンケート結果を参照し、企業側のリテラシー向上を目的とした方策も検討します。

● 提案内容に含むべき事項

- 選択支援プラットフォームの活用を含め、心の健康保持増進サービスの活用方法等を紹介するコンテンツの作成
- 関係団体等の協力のもと、サービス類型ごとの活用事例整理、その横展開の方法を検討
- 上記の活用事例の成果の整理にあたっては、アカデミア等中立的立場のアドバイザーと連携し、雇用主のサービス選択・導入・活用・検証を実施する伴走体制を構築 等

③ サービス提供事業者の供給力強化

健康経営を支えるサービス提供事業者が企業のニーズを理解し、エビデンスに基づいた質の高いサービスを開発・供給できる環境整備に向けた方策を検討する。事業者に対する本事業への関心喚起を進め、サービス選択支援ツールへの情報提供含め本事業への参画の促進につなげます。

● 提案内容に含むべき事項

- 関係団体との連携等により、新規事業者へのアプローチを強化
- サービス類型ごとに課題を整理し、産業の発展に向けたアクションプランを策定 等

④ 心の健康保持・増進領域での当事者参画型開発の企画等

心の健康保持・増進領域における産業をより発展させるためには、メンタルヘルス不調を発症した当事者を対象とした製品・サービスの創出も重要です。しかしながら、スティグマを抱えた当事者が積極的に声を上げることは少ないため、企業が当事者の声を反映する場を設

計することが必要になります。認知症領域で実践している当事者参画型開発事業（<https://ninchisho-kanmin.or.jp/innovationalliance.html>、<https://www.dementia-pr.com/>）や、昨年度メンタルヘルス領域で実践した事例を参考にし、心の健康保持・増進領域での展開方法を企画・実践します。

- 提案内容に含むべき事項

- 当事者募集に向けた関係団体との連携体制の構築、他の募集手段の検討
- 実践可能性のある企業の募集方法の検討
- アカデミアとの連携体制の構築
- 上記検討を踏まえた実践による事例を創出し、実践による示唆をとりまとめ 等

（４）成果連動型民間委託契約方式（PFS）（ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）含む）の普及に向けた環境整備

内閣府の PFS アクションプラン（令和５年度～令和７年度）に従い、ヘルスケア領域（医療・健康、介護）における社会的インパクト評価に活用可能なロジックモデルの構築や、それらを通じ、各地域への PFS/SIB 展開戦略を立案・実施します。

① 案件組成や普及に向けた検討・支援

相談窓口を設置し、自治体や事業者（中間支援組織やサービス提供者等を含む）に対して、PFS/SIB事業に関する案件組成に向けた支援を実施します。

また、既存モデルの横展開や複数の自治体を結び付けたSIBを想定した広域型の事業モデルの組成、その他PFS/SIBが広がるための環境整備に向けた検討等を行います。

- 提案内容に含むべき事項

- PFS/SIBに関する相談窓口の設置
- 自治体や事業者、有識者との意見交換が必要となった場合の日程調整や資料作成等
- PFS 事業組成パックの活用に向けた検討
- PFS/SIBにノウハウがある地域の中間支援組織育成に向けた検討
- 過去案件形成事業のフォローアップ及び総括レポート（必要に応じて）の作成
- InnoHub相談メニューの中へPFS/SIBを追加することの検討
- 健康経営やコラボヘルスにおいてPFS/SIBが採用されていくための仕組みづくりについての検討 等

② エビデンス整備や手引きの活用

事業組成のボトルネックが解消できるように、必要に応じて、新たな手引きやツールの作成、過去作成した手引きやツールの見直しや更新を行います。

- 提案内容に含むべき事項

- 新たな手引きやツールの作成
- 過去作成した手引きやツールの見直しや更新 等

③ PFSセミナーの開催・運営

社会課題解決を目指すための仕組みとして PFS/SIB 事業を進めるべく、自治体や事業者を対象としたセミナーの開催を行います。特に、民側のネットワーキングや中間支援組織の連携・育成を意図したセミナー、経済面のみならず社会的な好循環をもたらさうな事業組成が

成立することを期待できるセミナーを実施します。

- 提案内容に含むべき事項
 - 開催地・対象者等の検討
 - セミナー内容の検討
 - セミナー関係者との調整、参加者の募集、セミナーの開催・運営 等

（５）業界団体等による自主的なヘルスケアサービスに関するガイドライン等（以下、「業界自主ガイドライン」という。）の策定に係る支援

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（以下、「指針」という。）を踏まえ、業界自主ガイドラインの策定や更新に際し、支援や内容確認を行います。また、業界団体が策定した業界自主ガイドラインが業界団体で活用されていく仕組みづくりや、業界団体間でのコンセンサスに関する整理等を実施します。

なお、経済産業省国際標準課において、サービス産業の標準化を推進に向けた検討が進んでいます。そうした中、業界自主ガイドラインをどのように位置づけて行くべきか検討します。

① 業界自主ガイドラインの策定・改訂支援

- 提案内容に含むべき事項
 - 業界自主ガイドライン策定・改訂を行う業界団体からの相談受入
 - 業界自主ガイドラインの策定・改訂が指針に適合しているかの確認作業
 - 業界自主ガイドライン策定・改訂にあたっての会議費や有識者手配（謝金含む）等

② 業界自主ガイドラインが活用される仕組みづくり

- 提案内容に含むべき事項
 - 業界自主ガイドラインを策定すべき業界団体やそのカバーすべき範囲に関する検討
 - 業界団体やアカデミアへの業界自主ガイドラインが活用されていくための仕組みづくりに向けたヒアリングや検討
 - 業界自主ガイドラインを遵守した業界団体の製品やサービスが選択される仕組みや普及に関する検討
 - 指針の改訂に関する検討 等

③ 業界自主ガイドラインの位置づけに関する検討

- 提案内容に含むべき事項
 - サービス標準化を進める中での業界自主ガイドラインの位置づけに関する検討
 - 業界自主ガイドラインの枠組みに捉われないサービス高品質化に関する検討 等

（６）ヘルスケア産業の市場規模調査

ヘルスケア産業振興政策を検討するため、その市場規模を中長期的に把握することを目的とし、以下の２点について市場規模の調査やそれに関するデータの整理を行います。

① 国内外での健康経営の普及促進に係る調査ヘルスケア製品・サービスの市場規模調査

- 提案内容に含むべき事項
 - 経済産業省「令和５年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（ヘルスケアサービス市場

等に係る調査事業)」内で行われた、ヘルスケア産業市場規模の 2050 年度までの推移について使用された計算式（「知」「測」などの全 16 分野において、市場規模データに対して諸係数（人口推移など）をかけた式のことで、エクセルファイルにて保管を行っている）の整理及び更新 等

② 介護関係製品・サービスに係わる保険外サービス（家事支援など）

● 提案内容に含むべき事項

- 経済産業省「令和 5 年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（ヘルスケアサービス市場等に係る調査事業）」内で行われた介護関係製品・サービスに係わる保険外サービス（家事支援など）の現時点及び 2035 年までの市場規模推計の精査及び更新に加えて、2050 年度までの推計 等

（7）上記以外の職域等におけるヘルスケア産業推進事業に関する事業提案等

また、（1）～（6）以外に、事業目的に照らし、今後取り組むべきと思われる事業のご提案を歓迎します。

なお、受託後、令和 6 年度の健康・医療新産業協議会、健康投資ワーキンググループや新事業創出ワーキンググループ等、各種委員会における指摘等に応じて、追加で調査し、実行すべき内容が出てきた場合には、経済産業省との協議により調査・企画・実行します。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日（月）

4. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

5. 契約の要件

（1）契約形態：委託契約

（2）採択件数：1 件

（3）予算規模：

160,000 千円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体 1 部を経済産業省に納入。

※電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付 PDF ファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和 6 年 2 月 5 日（月）

締 切 日：令和 6 年 2 月 26 日（月）10 時必着

(2) 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和 6 年 2 月 13 日（火）17 時までにメールにてご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有しますので、11. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和 6 年 2 月 13 日（火）17 時までに登録してください。

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・ 申請書（様式 1）
- ・ 企画提案書（様式 2）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより 11. 記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5gaisan-2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に参加した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送料、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
III. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

10. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施してください。

11. その他

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

- (2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- 総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- 再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。
- 提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅲ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

＜事業類型＞

Ⅰ. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

Ⅱ. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

② 一般管理費率の算出基礎の見直し

(一般管理費＝(人件費＋事業費) (再委託・外注費を除く) × 一般管理費率)

- (3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下のURLの通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- (4) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- (5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

12. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

担当：山崎、小柳、室、成田、野原、徳増

E-mail：bzl-healthcare@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。
なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化
推進事業（職域等におけるヘルスケア産業推進事業）」としてください。他の件名（題名）
ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

- 2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1) から 10) まで及び 12) から 18) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。
- 12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年 1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS (SSL) 暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。
- なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。
- 14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り

方」という。)に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等(ウェブアプリケーション診断)を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

16) 受託者は、情報システム(ウェブサイトを含む。以下同じ。)の設計、構築、運用、保守、廃棄等(電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア(以下「機器等」という。)の調達を含む場合には、その製造工程を含む。)を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑦電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS（SSL）化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8) に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。また、外部サービスを利用する場合は、その利用状況を管理すること。

なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。
また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTML ソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンの OS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を OS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらが無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

(様式1)

受付番号

※記載不要

経済産業省 あて

令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（職域等におけるヘルスケア産業推進事業）
申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

(様式2)

受付番号
※記載不要

令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（職域等におけるヘルスケア産業推進事業）
企画提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
* 各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等） * 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない）。 * 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容（別添「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。 ※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。
5. 情報管理体制
* 情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則 * 情報漏えいが発生した際の処分に関する社内規則 * 親会社等の契約先に対して指導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図 * 契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約等の書面すべての写し * 事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料 * 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。（別紙様式にて提示）

6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	
* 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況 * 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る。）	
7. 事業費総額（千円）※記載している費目は例示。募集要領9.（1）経費の区分に応じて必要経費を記載すること。	
I 人件費	
II 事業費	
① 旅費	
② 会場費	
③ 謝金	
④ 補助職員人件費	
III 再委託・外注費	
IV 一般管理費	
小計	
IV 消費税及び地方消費税	
総額	千円（※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。）

再委託費率が50%を超える理由書

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

1. 件名

令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（職域等におけるヘルスケア産業推進事業）

2. 本事業における再委託を有する事業類型

※「10. その他（2）①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）」に記載のある事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを記載してください。

※また、特段の定めがない場合は、「－」を記載してください。

3. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記入ください。

「－」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

＜記載例＞

本事業における主要な業務は、・・・・であり、その他関連業務として・・・・を実施する上で、事業類型（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）が示すように、（落札者）と委託、外注先の業務体系が（事業類型Ⅰ～Ⅲの内容）のような関係となる。

4. 再委託費率

※再委託（契約書上の再委託：第7条1項（消費税込み））÷総額（消費税込み）×100により算出した率。

●●. ●%

5. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精 算 の 有 無	契約金額（見込 み）（円）	比率	再委託先の 選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・等の各種データ収集・提供
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	一者選定 理由：〇〇（株）については、・・・を実施出来る唯一の事業者であるため等。	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇	・・・
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇	・・・

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

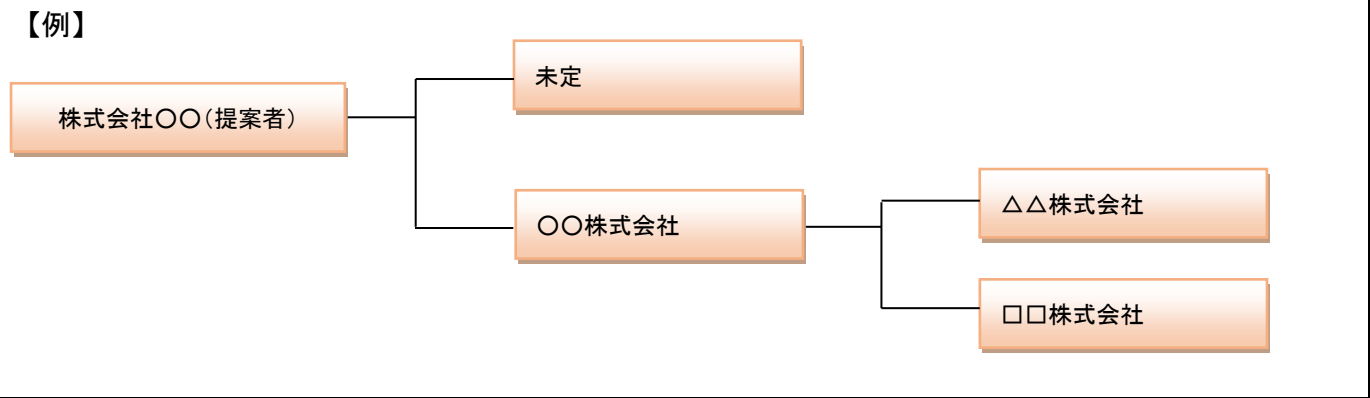
※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図



7. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

<記載例>

〇〇調査事業の性格上、・・・・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、（2. 記載の内容のとおり）については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●（株）：・・・・分野における各種データ収集・分析については、●●（株）の有する・・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●（株）に再委託する。

〇〇（株）：

△△（株）：

■（株）：

▲▲（株）：

※本理由書は開示請求があった場合は、原則開示となる文書であることを前提に記入すること。

※再委託費率が50%を超える理由書は開示請求があった場合は、原則開示となる文書となるため、不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、該当部分を（別紙）として本紙の様式に沿って分けて作成すること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

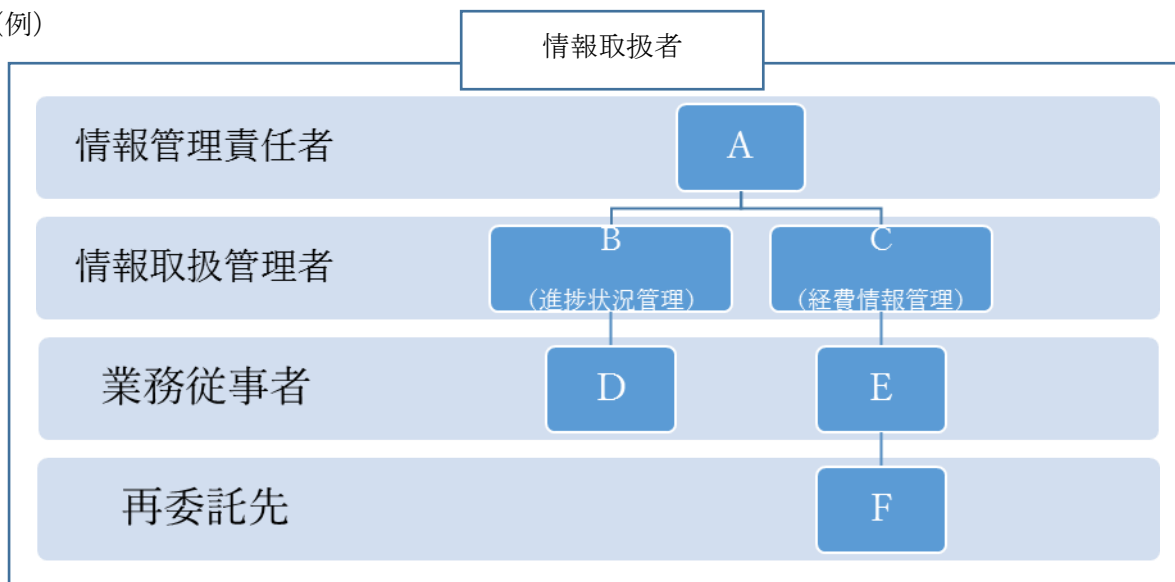
(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。